

障がい者週間

障がい者週間は、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められました。

☎ 福祉課 ☎ 84-0316

障害者虐待防止法は

平成24年10月に施行

障がい者への虐待が、家庭や施設・会社であたりまえになつていたり、長期間虐待を受けている障がい者本人が、被害を訴えることをあきらめていたりすることがあります。

町全体で関心を持ち、障がい者の虐待予防や早めの対応が必要です。

虐待は大きく分けて3つ

・擁護者による虐待

障がい者の生活の世話や金銭管理などをしていいる家族、同居する人によるものです。

・福祉施設での虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員によるものです。

・使用者による虐待

障がい者を雇っている事業主などによる虐待です。

虐待を見かけたら通報を

虐待を通報した人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われます。

また、通報者が施設やその職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも受け付けます。虐待を見かけたら、福祉課に通報してください。



インターネットで 電子申請・届出サービスが利用できます

県や町役場などの窓口で行っている届出などの手続きが、家庭のパソコンなどからインターネット経由で利用できるサービスです。

☎ 企画政策課 ☎ 84-0312

神奈川県電子自治体共同運営サービス

県内市町村などが、電子申請・届出、電子入札などのオンラインサービスを共同で提供するものです。

このサービスでの手続きは、申請・届出のみのため、証明書の交付受領や手数料の支払いなどは、役場窓口開庁時に来ていただく必要があります。

公的個人認証が必要な手続き

公的個人認証が必要な手続きを利用される際には、住民基本台帳カードと電子証明書が必要です。住民基本台帳カード、電子証明書の取得手続きは、町役場1階の税務窓口課で受け付けています。

開成町電子申請・届出システム手続一覧

認証	申請書類	担当課
	公文書公開請求	総務課 ☎ 84-0310
○	自己情報の開示請求	
	町営住宅不在届申請／町営住宅明渡届申請	財務課 ☎ 84-0322
○	印鑑登録証明書交付申請	
○	住民票記載事項証明交付申請	税務窓口課 ☎ 84-0313
○	住民票の写し交付申請	
○	住民票付記転出届	
○	犬の死亡届出	環境防災課 ☎ 84-0314
○	犬の登録事項変更	

※○印は、公的個人認証が必要なものです。

電子申請・届出サービスへのアクセス方法

- 町HP <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>
- 電子申請・届出サービスHP <https://shinsei.asp-e-kanagawa.lg.jp/eka-jportal/kanagawa/>

障がい者のシンボルマーク

障がいには、聴覚障がいや、心臓やじん臓などの身体内部の障がいのように、外見からでは分かりにくいものがあります。そのため、障がい者が誤解を受けたり、我慢を強いられたりすることも少なくありません。ここでは、障がい者であることを視覚的に表したマークを紹介します。

盲人のための国際シンボルマーク  視覚に障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などを表す世界共通のシンボルマークです。	障がい者のための国際シンボルマーク  視覚に障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などを表す世界共通のシンボルマークです。
ほじょ犬マーク  身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を、公共の施設や交通機関、民間施設（デパートなど）でも同伴できることを、みなさんに知っていただくためのマークです。	身体障がい者標識  肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。この車に幅寄せや割り込みなどを行うと、道路交通法の規定により罰せられます。
オストメイトマーク  人工肛門・人工ぼうこうを造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	聴覚障がい者標識  聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。この車に幅寄せや割り込みなどを行うと、道路交通法の規定により罰せられます。
ハート・プラス マーク  身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓など）に障がいがあることを表しています。	耳マーク  聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

行動計画の主な内容

①対策を実施するための体制整備

新型インフルエンザなどが発生し、その被害規模などにより全庁的に対応する必要があるときは、「開成町新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。

②情報収集と適切な方法による情報提供

情報を、国や県などから系統的に収集分析し、適時適切な対策を実施します。町民の皆さんには、多様な媒体を用いて、迅速に情報提供を行います。

③まん延の防止

発生の初期の段階から、患者に対する入院措置、患者の同居者などの濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請など）を依頼します。

④予防接種の実施

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めます。

⑤生活や地域経済の安定

新型インフルエンザの流行は約8週間続くとされていますので、町民生活や地域経済への影響を最小限とするため、町は各機関と協力します。

開成町新型インフルエンザ等

対策行動計画を策定

新型インフルエンザなどから町民皆さんの生命や健康を保護し、生活や経済に及ぼす影響を少なくすることを目的として計画を策定しました。

☎ 環境防災課 ☎ 84-0314